

熊本県がん患者等就労支援ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 熊本県内におけるがん患者等の就労支援対策を総合的に推進するため、熊本県がん患者等就労支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 ネットワーク会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) がん患者等就労支援ネットワークの構築及び推進に関する事
- (2) がん患者等の就労支援対策の連携・調整及び情報共有に関する事
- (3) がん患者等の就労支援に携わる人材の育成に関する事
- (4) がん患者等の就労環境の整備・促進に関する事
- (5) その他がん患者等の就労支援を推進するために必要な事項に関する事

(構成)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体等を代表する委員から構成する。

(代表幹事)

第4条 ネットワーク会議に代表幹事を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 代表幹事が不在のときは、あらかじめ代表幹事が指名した団体等を代表する委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第5条 ネットワーク会議は、代表幹事の指示を受け、事務局が招集する。

- 2 ネットワーク会議は、代表幹事が議長となり、議事を整理する。
- 3 代表幹事は、必要があると認めるときは、第3条に規定する委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 事務局は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課内に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営その他に関し必要な事項は、代表幹事又はネットワーク会議の了解のもと事務局が別に定める。

附則 この要綱は、平成29年1月5日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

別表

熊本県がん患者等就労支援ネットワーク会議 構成団体等

区分	所属	備考
学識経験者	熊本学園大学	(社会福祉学部社会福祉学科)
がん経験者	がんサロンネットワーク熊本	
医療関係	公益社団法人 熊本県医師会	(産業医)
〃	公益社団法人 熊本県看護協会	(産業保健師)
〃	公益社団法人 熊本県薬剤師会	(薬剤師)
〃	熊本県がん診療連携協議会 (相談支援・情報連携部会)	(専門医) (相談員)
〃	一般社団法人 熊本県医療ソーシャルワーカー協会	
労働関係	熊本労働局	(職業安定課) (健康安全課) (熊本公共職業安定所)
〃	独立行政法人労働者健康安全機構 熊本産業保健総合支援センター	
〃	熊本県社会保険労務士会	
保険関係	全国健康保険協会熊本支部	
企業関係	熊本県経営者協会	
〃	熊本県がん予防対策連携企業・団体	(株式会社肥後銀行人事部)
行政関係	熊本市保健所 医療政策課	
〃	熊本県保健所長会	
〃	熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課	
事務局	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	

(順不同)